

令和5年2月22日

マイナンバー法等の一部を改正する法律案に対する意見

全 国 市 長 会

今般、政府からデジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等を図る観点から、「マイナンバー法等の一部を改正する法律案」が示された。

同法案では、マイナンバーカードの利用範囲の拡大、普及・利用促進に加え、情報連携に係る規定の見直しによって機関間のより速やかな情報連携を可能とするなど、都市自治体としても事務の効率化等に一定の効果が期待できるところである。

一方、都市自治体に対し新たな事務が求められる戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加等の項目が盛り込まれており、今後も継続するマイナンバーカードの交付事務や、基幹業務システムの統一・標準化に係るシステム改修等と作業時期が重なることも想定され、自治体からは現場の負担増加について懸念の声があがっている。

については、国は、制度の具体化及び実際の運用に当たり、下記事項に十分配慮すること。

記

1. 事務の実施に当たっては、都市自治体に過度な負担が生じることのないようにすること。

特に、戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加など都市自治体に対し新たな事務が発生する事項については、現時点で具体的な作業内容やスケジュール等が不明確な点が多いことから、それらを早期に示すとともに、都市自治体の意見を十分に聴き、適切に反映すること。

2. 法律案の主旨や内容等について、国の責任において、国民に対する十分な周知を図ること。

3. 事前の準備経費も含めた必要な経費について、すべて国が負担するなど十分な支援を行うこと。

以 上